

社会福祉法人大仙ふくし会
役員・評議員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人大仙ふくし会 役員・評議員報酬及び費用弁償規程

改正 平成25年3月21日

改正 平成29年5月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大仙ふくし会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の役員等の報酬は、別表のとおり支給する。

(費用弁償)

第3条 法人の役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。
2 前項の費用弁償の額は、職員旅費規定に準じ、理事長が定める額を支払うことができる。

(報酬及び費用弁償の支払い)

第4条 報酬及び費用弁償の支払いは、現金払い又は口座振り込みとする。
2 前条第2項の規定により支払われる費用弁償は、概算払いとし、業務終了後、精算するものとする。

(別表)

役 職 名	報酬金額	備 考
理事長	月額 50,000円	非常勤
理事・監事	日額 8,000円	非常勤、税を除く手取り額
評議員	日額 6,000円	非常勤、税を除く手取り額
常務理事（施設長兼務）	月額 330,000円	常勤
常務理事	月額 250,000円	常勤

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、定款の施行する日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月開催の定時評議員会終結時から施行する。